

電気通信事業法の一部改正について

平成30年6月29日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

電気通信事業法の一部改正について

- ネットワークのIP網への移行に対応するための電気通信事業法の改正を含む電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律が5月10日成立、23日公布(平成30年法律第24号)。
- 情報通信審議会答申(※1)を踏まえ、接続事業者及びその利用者の利益を確保するため、**第一種指定電気通信設備**又は**第二種指定電気通信設備**を設置する事業者が、これら設備のアンバンドル機能(※2)を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、当該機能を利用する接続事業者に対して、その旨を周知しなければならないこととする制度を整備。

※1:情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～(平成29年3月28日)
※2:総務省令(接続料規則)により、アンバンドルが義務付けられている機能
- 今後、施行に向けて、周知の方法について定める総務省令の内容等を検討。
(施行日は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)
- 検討に当たっては、①休廃止される機能を利用している接続事業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることを確保するという観点、及び②周知状況や接続事業者の対応状況を確認できる仕組みとするという観点が重要ではないか。

○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(改正後)(抄)

(第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知)

第三十三条の二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る前条第四項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知)

第三十四条の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第二種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

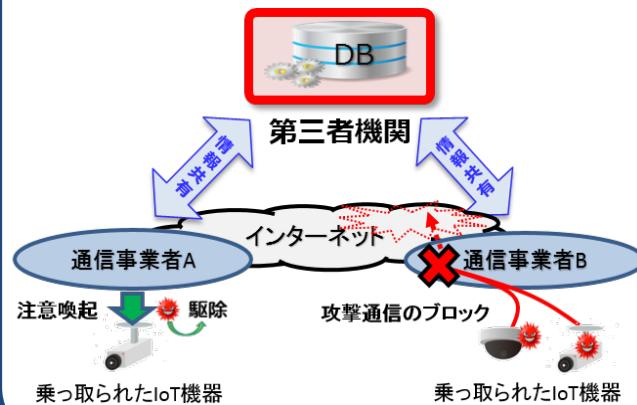
(参考)改正の全体像

- IoT化に伴うサイバー攻撃の深刻化やネットワークのIP網への移行に対応するため、電気通信事業法の改正を行うもの。

①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

第三者機関を通じた情報共有による対処



※ その他、情報通信研究機構(NICT)の業務に、パスワード設定に不備のあるIoT機器の調査等を追加するため、情報通信研究機構法の一部改正を行う。

②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫やIP網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

番号の逼迫状況や効率的な使用

■ 番号の逼迫状況

番号	用途	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

※ その他、固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

■ 番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)

固定電話は現在、NTT東西から他事業者への片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双向方向番号ポータビリティを実現

③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を背景として利用者への影響が大きい業務等の終了が予定
- 事業者が業務の休廃止に伴う利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

例: 廃止予定のINSサービスの用途

コンビニのPOS カード決済端末



銀行取引(EB) 企業間取引(EDI)



(参考)電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護についての改正

- 情報通信審議会答申※を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るために、事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出により行政が事業者の取組状況を確認等するための制度を整備。

※「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月)

現 状

事業者による適切・十分な利用者周知の確保

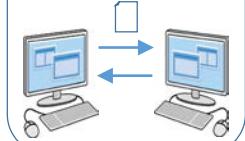
- 固定電話網のIP網への移行等を背景に、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(例:NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)等)が終了予定
- 現行の退出規律(事後届出制)では、事業者による利用者周知の取組が適切・十分でない場合の事前の対応が困難

【参考】NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)

低速だが高品質・低遅延でデータ通信を行うことが可能なサービス。国民生活・経済活動に直結する幅広い場面で利用されている。

＜利用分野の例＞ ※INSネットの契約数:約256万件(平成28年3月末現在)

企業間の電子商取引(EDI)
受発注30~40万社の一部



カード決済端末
約6~10万台



電子機器による銀行取引
(振込・口座照会)
約10万社(3メガバンクの延べ数)



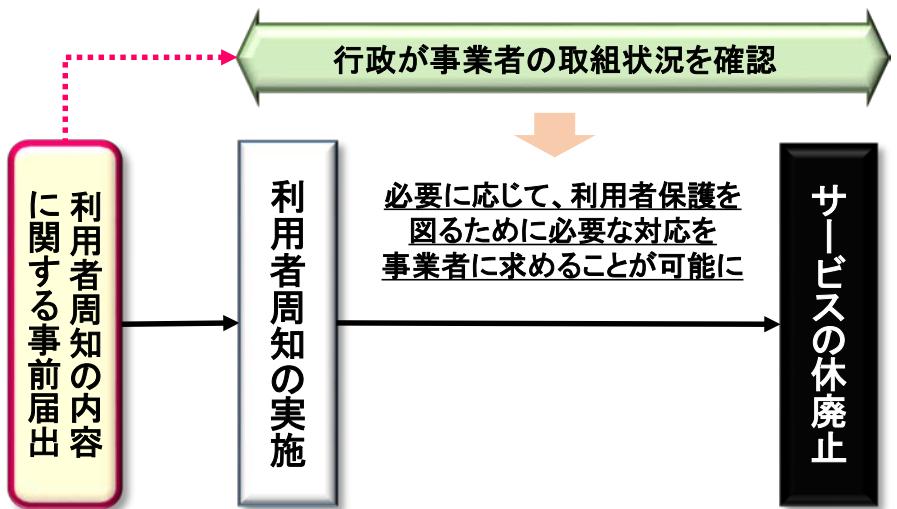
ラジオ放送
(番組中継・番組素材配信)
臨時回線3,100回線以上
(99社(年間))



制度整備(イメージ)

事業者による利用者周知の内容に関する事前届出

- 事業者による利用者周知の内容(例:移行先となり得るサービスや苦情・相談窓口等)を、予め行政が確認等することにより、利用者における円滑なサービスの移行を促進



(事後届出)

※各事業者による周知の実施に資するため、一定期間の間に各事業者が届出に基づき実施する周知の取組内容などの情報を行政が整理・公表。

(参考)電気通信番号の効率的な使用や適切な管理についての改正

- 情報通信審議会答申※1を踏まえ、モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫※2に対応するとともに、IP網移行に対応して全ての事業者が番号管理に責任を負う仕組みへの転換を図るため、国が使用条件※3を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備。

※1 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月) ※2 電気通信番号は、ITU(国際電気通信連合)の勧告において桁数の上限(10進数で15桁(国内は11桁))等が定められている有限希少な資源。
※3 双方向番号ポータビリティへの対応、緊急通報への発信を可能とすること、番号の使用期限など。

現 状

番号の逼迫への対応

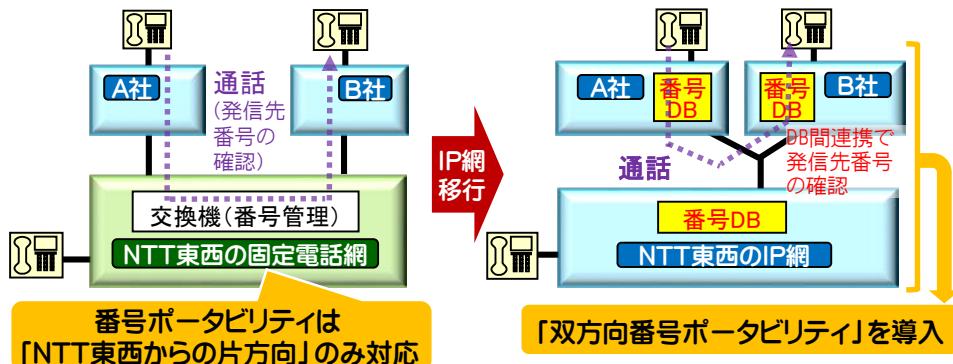
- 番号ニーズの増大により番号が逼迫しているが、事業者に未使用的番号を返還させ、再配分することができない。(現行制度上、番号の指定に係る手続は実施省令に規定)

番号(用途)	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090(携帯電話・PHS)	90.4%	70.3%
0120(着信課金)	99.2%	55.3%

※その他、固定電話の市外局番(03や06等)は、全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

IP網移行に対応した番号管理

- IP網移行に対応し、NTT東西の交換機に依存した番号管理から、全ての事業者が番号管理の責任を負う仕組みへの転換が必要。



制度整備(イメージ)

番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

- 総務大臣が定める番号計画に基づき、番号の公平・効率的な使用や適切な番号管理(双方向番号ポータビリティへの対応等)等の使用条件を付して番号を割当て(使用計画の認定、番号の指定)。
- 事業者が使用条件に反した際の是正命令や番号の指定の取消しを通じて、制度の実効性を確保。

